

指定障害児通所支援事業所の人員配置基準・設備基準

1 用語の定義

(基準省令第2条、解釈通知第二の2関係)

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が**32**時間を下回る場合は**32**時間を基本とする。以下同じ。)に達していることをいう。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。

※母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられているものについては、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を**30**時間として取り扱うことを可能とする。

「常勤換算」

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が**32**時間を下回る場合は**32**時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

※母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられているものについては**30**時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

★常勤・非常勤、専従・兼務の考え方

用語の定義及び勤務形態の例		専従（専ら従事する・専ら提供に当たる）	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事しないこと。	当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること。	<u>①常勤・専従</u> 1日当たり8時間（週40時間） 事業所に勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	<u>②常勤・兼務</u> 1日当たり8時間（週40時間） 事業所に勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の職種の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと。	<u>③非常勤・専従</u> 1日当たり4時間（週20時間） 勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	<u>④非常勤・兼務</u> 1日当たり4時間（週20時間） 勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の職種の業務にも従事する場合

※ 就業規則において、事業所における常勤職員の勤務時間が1日8時間（週40時間）と定められている事業所に従事する場合を例に挙げる。

2 児童発達支援事業

【支援の概要】日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう支援を行う。又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対し、治療を行う。

【対象】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

(1) 児童発達支援センター以外)

【利用定員基準】(基準省令第11条)

10人以上

【人員基準】(基準省令第5条第1項)

(定員10名の場合)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)
児童発達支援 管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤 <u>(◆事業所で定める常勤者の労働時間を満たすもの)</u>
児童指導員又 は保育士※1	あわせて 2人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上は常勤 (◆) を配置すること ・合計数：サービス提供時間を通じて、次の障害児の数に応じてそれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> ○障害児の数が10人まで 2人以上 ○10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・サービス提供時間を通じて機能訓練担当職員、看護職員が児童発達支援の提供に当たる場合には当該職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ・合計数の半数以上は「児童指導員」又は「保育士」の配置が必要
機能訓練担当 職員	1人以上	機能訓練を行う場合に配置 機能訓練を行う日、サービス時間帯のみの配置で可。 ただし、利用児童に必要な機能訓練を提供することに支障のない程度に配置されていること。
看護職員	1人以上	医療的ケア児に医療的ケアを行う場合に配置 ただし、医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合等は配置しないことができる。

※ 広島県では、基準人員となる児童指導員又は保育士が休暇を取得する場合等を考慮し、定員10名の場合、基準人員2名に加え、1名（常勤・非常勤を問わない）の児童指導員又は保育士を配置を求めています。

【設備基準】(基準省令第9条)

設備	設備要件
----	------

発達支援室	★面積基準の定めはないが、広島県としては、1人あたり 3.0 m ² 以上 定員 10 人の場合 30 m ² 以上を確保してください。 ★支援に必要な機械器具等を備えること。
その他	支援の提供に必要な設備及び備品等として明確な基準はないが、事務室、相談室、静養室、トイレ、手洗い設備、駐車場（送迎又は保護者駐車用）の確保を求める。

(2) 児童発達支援（児童発達支援センター）

【人員基準】

職種名	必要員数	配置要件等
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)
児童発達支援 管理責任者	1人以上	—
従業員※	児童指導員 及び 保育士	・総数：★単位ごとに総数がおおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 (障害児の数が 30 人の場合 : $30 \div 4 = 7.5 \approx 8$ 名となり、それぞれ 1 人以上および併せて 8 人以上の配置が必要) ・サービス提供時間を通じて機能訓練担当職員、看護職員が児童発達支援の提供に当たる場合には当該職員の数を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。 ・合計数の半数以上は「児童指導員」又は「保育士」の配置が必要
		それぞれ <u>1人以上</u> (★)
	栄養士	障害児の数が 40 人以下の場合は置かないことができる
	調理員	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
	嘱託医	—
	機能訓練担当 職員	機能訓練を行う場合に配置 機能訓練を行う日、サービス時間帯のみの配置で可。 ただし、利用児童に必要な機能訓練を提供することに支障のない程度に配置されていること。
	看護職員	医療的ケア児に医療的ケアを行う場合に配置 ただし、医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合等は配置しないことができる。
	医療法に規定する診療所として 必要とされる数の従業員	肢体不自由児に対し治療を行う場合に配置

※ 従業員（嘱託医及び管理者を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること

（支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

【設備基準】

設備	設備要件
発達支援室	1室あたり 定員はおおむね 10 人 障害児 1 人当たりの床面積 2.47 m ² 以上 ※主として重症心身障害児を通わせる場合を除く

遊戯室	障害児 1 人当たりの床面積 1.65 m ² 以上
屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む
医務室・相談室	必要な設備
調理室・トイレ	必要な設備
静養室	必要な設備
医療法に規定する診療所として必要な設備	肢体不自由児に対し治療を行う場合に設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ・専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は医療法に規定する診療所として必要な設備の除き、他の社会福祉施設と兼用可）

(3) 主に重症心身障害児を通わせる場合

【利用定員基準】(基準省令第 11 条)

5 人以上

【人員基準】(基準省令第 5 条第 4 項)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1 人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）
従業員	児童発達支援管理責任者	1 人以上 職務の内容から、常勤であることが望ましい。
	児童指導員又は保育士	1 人以上 サービス提供時間を通じて、それぞれ 1 名以上の配置が必要
	看護職員	1 人以上
	嘱託医※	1 人以上 サービス提供時間中常に配置されている必要はなく、定期的な往診でも対応可。もっとも、重症心身障害児の様子を把握し、緊急対応が必要な場合には嘱託医が速やかに対応できる態勢を整えておく必要がある。
	機能訓練担当職員	1 人以上 機能訓練を行う日、時間帯のみの配置で可。ただし、利用児童に必要な機能訓練を提供することに支障のない程度に配置されていること。

※ 広島県では、基準人員となる職員が休暇を取得する場合等を考慮し、基準人員に加え、1名（常勤・非常勤を問わない）の配置（基準人員が休暇取得の日に代替職員が出勤できる体制が整えられていれば可）を求めていいます。

【設備基準】(基準省令第 9 条)

設備	設備要件
発達支援室	明確な面積基準はないが、重症心身障害児はベッドで寝て療育を受けることが多いため、ベッドを置いても十分に支援ができるスペースの確保を求める。 ・類似のサービスに介護保険法令に基づく療養通所介護事業所があり、その面積基準が 6.4 m ² / 1 人のため、広島県ではおおむね 6.4 m ² / 1 人を目安としている。

	(※参考)「児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる場合の児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱について」(厚労省事務連絡H30.3.30)
その他	支援の提供に必要な設備及び備品等として明確な基準はないが、事務室、相談室、トイレ（車いすに対応できるもの）、手洗い設備、駐車場（送迎又は保護者駐車用）の確保を求める。 また、事業所内通路も車椅子やベッドの移動が行える広さを確保すること。 ※静養室は、重症心身障害児の療育支援の性質上、発達支援室が静養室を兼ねることができると考えたため、必須ではない。

※嘱託医の条件

支援時間帯において常に障害児に対し対応できる体制を整えておく必要があります。

①少なくとも月に1回以上の事業所の往診

②緊急対応が必要な場合に嘱託医が速やかに対応できること

- ・サービス提供時間中の電話相談
- ・通院した場合の診療
- ・遠方からでは緊急時に対応ができないため、事業所の近隣の医療機関の医師であること

4 放課後等ディサービス

【支援の概要】授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行う。

【対象】学校教育法第1条に規定にしている学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（市町長が認める者に限る。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

【人員基準】（基準省令第66・67条）（定員10名の場合）

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)
児童発達支援 管理責任者	1人以上	1人以上は専任かつ常勤（◆事業所で定める常勤者の労働時間を満たすもの）
児童指導員又 は保育士※1	あわせて 2人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上は常勤（◆）を配置すること ・合計数：サービス提供時間を通じて、次の障害児の数に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> ○障害児の数が10人まで 2人以上 ○10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・サービス提供時間を通じて機能訓練担当職員、看護職員が放課後等ディサービスの支援の提供に当たる場合には当該職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 ・合計数の半数以上は「児童指導員」又は「保育士」の配置が必要
機能訓練担当 職員	1人以上	機能訓練を行う場合に配置 機能訓練を行う日、サービス時間帯のみの配置で可。 ただし、利用児童に必要な機能訓練を提供することに支障のない程度に配置されていること。
看護職員	1人以上	医療的ケア児に医療的ケアを行う場合に配置 ただし、医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケア児に医療的ケアを行う場合等は配置しないことができる。

※ 広島県では、基準人員となる児童指導員又は保育士が休暇を取得する場合等を考慮し、定員10名の場合、基準人員2名に加え、1名（常勤・非常勤を問わない）の児童指導員又は保育士の配置を求めています。

【設備基準】（基準省令第68条）

設備	設備要件
発達支援室	<p>★面積基準の定めはないが、広島県としては、1人あたり3.0m²以上 定員10人の場合30m²以上を確保してください。</p> <p>★支援に必要な機械器具等を備えること。</p>

その他	支援の提供に必要な設備及び備品等として、明確な基準はないが、事務室、相談室、静養室、トイレ、手洗い設備、駐車場（送迎又は保護者駐車用）の確保を求める。
-----	---

5 居宅訪問型児童発達支援

【支援の概要】居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行う。

【対象】重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

*重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは下記に記す。

- ①：人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ②：重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

【人員基準】(基準省令第71条第7項)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (下記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)
従業員	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等
	児童発達支援管理責任者	専ら当該事業所の職務に従事する者であること

【設備基準】(基準省令第71条の10)

設備	設備要件
専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合や、区分されていなくても、指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。
受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切な専用のスペースを確保する必要があるが、業務に支障がない場合は他の事業所との兼用も可。
その他	指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を確保すること（特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮すること）

6 保育所等訪問支援

【支援の概要】保育所や学校等を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

【対象】保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設（放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

【定員】

【人員基準】(基準省令第 73 条、第 74 条)

職種名	必要員数	配置要件	
管理者	1人以上	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること	それぞれの職種を兼務することは可能だが、管理者・児童発達管理責任者・訪問支援員の全てを1人で兼務することはできない。
児童発達支援管理責任者	1人以上	専ら当該事業所の職務に従事する者であること	
従業員 訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うためには必要な数	障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する（※）児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を持つ者	

※ 新規採用等実務経験の全くない有資格者は、相当な経験を有するといえるようになるまで、他の相当の実務経験を有する職員と一緒に支援を行ってください。なお、相当の経験を有するとは、個々人の経験した業務内容等によって異なりますが、障害児支援の経験がおおむね 1 年以上ある場合には、相当な経験を有していると判断します。

【設備基準】(基準省令第 75 条)

設備	設備要件
専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合や、区分されていなくても、指定保育所等訪問支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。
受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切な専用のスペースを確保する必要があるが、業務に支障がない場合は他の事業所との兼用も可。
その他	指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を確保すること（特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮すること）